

名古屋家庭裁判所委員会（第26回）議事概要

1 日時

平成28年9月2日（金）午後1時30分から午後3時30分まで

2 場所

大会議室（7階）

3 出席者

（委員）

小笠原委員，加藤委員，久間委員，河野委員，榊原委員，高橋委員，中嶋委員，長野委員，二宮委員，川上委員，早川委員，萩原委員（委員長），樋口委員（事務担当者）

永井部総括裁判官，田中首席家庭裁判所調査官，横井家事首席書記官，後藤主任書記官，松井主任書記官，金子主任書記官，檜原事務局次長，三谷総務課長，小栗総務課課長補佐，加古総務課庶務係長

4 議事

(1) 開会

(2) 委員長選出

(3) 委員長挨拶

(4) 成年後見制度について概要説明

(5) 意見交換

テーマ「成年後見制度について」（別紙記載のとおり）

(6) 次回開催日及び意見交換テーマ

平成29年2月8日（水）午後1時30分

「女性職員の登用拡大とワークライフバランスの実現について」

(7) 閉会

(別紙)

協議テーマに関する意見交換

(◆：委員，　○：委員長，　△：事務担当者)

- 裁判所が行う成年後見制度の広報について、現状をどのように感じているか、今後どのように行うべきか、御意見を伺いたい。
- ◆ 家庭裁判所はメディアとの接触が少なく、ニュースやテレビ番組等で成年後見制度を十分に取り上げているとはいえないと実感している。制度そのものの存在を知らない人も数多くいると思うので、制度についての認知を高めるため、テレビ、新聞、インターネットなどのメディアに発信していくべきではないか。
- ◆ 愛知県においては、認知症の普及啓発を目的として、県内で認知症についての講演会を行っているが、一般の方が成年後見制度を知る機会にもなるので、このような機関との連携を取り、制度広報につなげることも考えられる。
- ◆ 先ほど成年後見制度についての説明を聞いたが、初めて知ることが多く、世間でもそのような人は多いと思う。書類等は利用しやすくなってきているものの、やはり手続が面倒であり、不安感を抱いてしまうが、そのような不安を解消することが重要ではないか。
- △ 当庁に設置された後見センターにおいては、パンフレットやDVDを用意して、成年後見制度の利用を検討している方が難しく考えなくても済むような配慮をしている。また、憲法週間などの広報行事でも成年後見制度を取り上げ、一般の参加者に対して制度の説明や質疑応答を行っている。
- ◆ 後見人の責任を強調することも重要であるが、後見人に支払う報酬額や後見人が行う報告の頻度など、成年後見制度を利用するに当たって見通しが立てやすくなるような制度広報をするべきではないか。
- △ 報酬額については、後見人の仕事の内容などによって違いがあるため、単純に説明することはできないが、一部の裁判所では報酬額の目安を公表しており、それを参考にさせていただくことはできる。
- ◆ 成年後見制度は、ある程度の財産がある場合に利用するものだという先入観

を持っている方が多いのではないかとと思われるが、そうではないので、十分な財産のない方に対する広報も必要になるのではないか。

△ 財産管理において必要となったため成年後見制度を利用する機会が多いが、成年後見制度は、相続放棄をする場合や、判断能力が劣る方が不必要な物を購入することを防ぐ必要がある場合など、十分な財産がない方が利用することもある。

◆ 後見人になることができないことを理由として、申立てを自治体に依頼することは予定されていない。必ずしも申立人が後見人になるわけではないので、その点の周知を図ってほしい。

◆ 大学においては、学生が成年後見制度に触れることはなく、当事者意識がない者も多いと思われる。少しずつでも成年後見制度についての知識を得られるような働きかけができればと思う。

◆ 成年後見制度についての情報に触れる機会は少なく、制度があることを知っている人も少ないのではないかと思うので、広く市民に制度広報を行った上で、制度が必要になる方には特に重点的に説明を行うべきではないか。

○ 後見開始の申立時において、裁判所から後見人の候補者に対して行う説明の在り方について、御意見を伺いたい。

◆ 後見人に選任されると、定期的な報告などの義務を負うことになる。その点が理解できないまま、後見人を引き受けるのも難しいと思われる。後見人の責任について後見人候補者に納得してもらうためには、どのように説明するかを考えるべきだと思う。

△ 申立て前の段階で相談があった場合は、DVDも利用して制度そのものの内容を説明した上で、申立書の書式等を交付しているが、申立てがあった場合は、申立人に対して受理面接を行い、申立人や本人の状況等について聴いている。申立書に後見人候補者の記載がある場合は、後見人候補者とも面接し、DVDも利用して、後見制度の基礎知識、後見人の職務について説明している。また、親族が後見人に選任された場合は、2時間程度の説明会を開き、後見人の職務

を行う上での留意点等について詳しく説明し、その後も、連絡票等を利用して裁判所に相談や連絡をする態勢を採っている。

○ 不正防止のための後見人に対する説明・教育の在り方について御意見を伺いたい。

◆ 報告を求めているにもかかわらず後見人から報告書が提出されない場合、裁判所はどのような対応をするのか。

△ 対応方法は事案によって様々であるが、報告書の提出に向けた働きかけを行うほか、預貯金口座の調査を金融機関へ囑託したり、家庭裁判所調査官による調査や裁判官による審問などを行うことがある。

◆ 専門職の後見人の仕事内容を見ると、専門職以外で後見人が務まるのかと感じてしまうほどであるので、親族等が後見人に選任された場合は、手厚い教育が必要であると思う。

◆ 後見人に選任された者が集まって、事例研究や情報交換を行うなどの仕組みを作るなどして、選任後のフォロー態勢を整えるべきではないか。また、成年後見制度について説明する際に、財産管理ばかりに焦点を当ててではなく、あくまで被後見人本人にとって最善の措置をとり、被後見人本人の利益を護るためのものであることを伝えて、成年後見制度により親しみや必要性を感じてもらうべきではないか。

○ 専門職後見人を選任する事案が増えているが、専門職後見人の人数には限りがあり、今後、身寄りのないお年寄りが増えていく中で、身近に寄り添う存在の市民後見人を選任するケースも増えていくと思われる。現在、市民後見人の養成は、各市町村において行っていただいているところであり、多くの方が講座を受けて名簿に登録されていると聞いているが、裁判所としても今後活用することを検討していきたいと考えている。市民後見人の養成や裁判所のバックアップの在り方について、御意見を伺いたい。

◆ 後見人にとって、葬儀の挙行や財産の引継など、本人が亡くなる前後の対応は特に苦勞が多いと思われるので、ルール化するなどして、市民後見人の負担

を減らしてもらいたい。